

## 公益社団法人山形青年会議所役員選任に関する規程

### (目 的)

第1条 本規程は、公益社団法人山形青年会議所定款に基づき役員を選任に関する事項を規定する。

### (次年度理事長候補者に関する事項)

第2条 次年度理事長候補者は、次年度役員選考委員会が指名し、当年度理事会の承認を得た上で、総会において選任する。

### (次年度監事候補者に関する事項)

第3条 次年度監事候補者は、当年度理事長と次年度理事長候補者が協議の上選出し、当年度理事会の承認を得た上で、総会において選任する。

### (その他の次年度役員候補者の選任に関する事項)

第4条 理事長及び監事以外の次年度役員候補者については、当年度理事長と次年度理事長候補者が協議の上選出し、当年度理事会の承認を得た上で、総会において選任する。

### (次年度役員選考委員会に関する事項)

第5条 次年度役員選考委員会は、選挙によって選出された15名の委員及び当年度直前理事長によって構成される。

2. 委員長は当年度直前理事長が務める。
3. 何らかの理由で当年度直前理事長が委員長に就任できないときは、当年度理事会の承認を受けた者が就任する。

### (次年度役員選考委員選挙管理委員会に関する事項)

第6条 次年度役員選考委員選挙を実施するために、次年度役員選考委員選挙管理委員会を組織する。

2. 次年度役員選考委員選挙管理委員会は、当年度直前理事長及び当年度直前理事長が指名した者によって構成する。ただし、次年度役員選考委員選挙管理委員会の総委員数は4名以内とする。

3. 委員長は当年度直前理事長が務める。
4. 何らかの理由で当年度直前理事長が委員長に就任できないときは、当年度理事会の承認を受けた者が就任する。

(次年度役員を選任手続きの時期に関する事項)

第7条 次年度役員選考委員選挙管理委員会は、選挙日までに組織されるものとする。

2. 次年度役員選考委員選挙は、翌事業年度開始6カ月前までに実施されるものとする。ただし、次年度役員選考委員選挙を翌事業年度開始の6カ月前までに実施することが困難な特段の事情がある場合には、当年度理事会の決議により、その時期を変更することができる。

(次年度役員候補者、次年度役員選考委員並びに次年度役員選考委員選挙管理委員会委員の資格要件に関する事項)

第8条 正会員は、次年度役員候補者に選任される資格を有する。

ただし以下の者はその資格を有しない。

- (1) 当年2月末までに会費が未納の者

ただし、当年度理事長から会費納入の延期又は分納を認められた者を除く。

- (2) 当年5月末までの例会及び総会出席率が50パーセント未満の者
- (3) 当年度が正会員最終年度の者

2. 正会員は、次年度役員選考委員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。

ただし以下の者は被選挙権を有しない。

- (1) 前項第1号ないし第3号に該当する者
- (2) 理事長及び理事長経験者

3. 次年度役員選考委員選挙管理委員は、次年度役員選考委員選挙の被選挙権を有しない正会員から指名される。

ただし以下の者はその資格を有しない。

- (1) 当年2月末までに会費が未納の者

ただし、当年度理事長から会費納入の延期又は分納を認められた者を除く。

- (2) 当年5月末までの例会及び総会出席率が50パーセント未満の者

(役員就任に関する事項)

第9条 選任された次年度役員候補者は、選任された翌年の1月1日に、定款の規定に基づき本会議所の役員となる。

2. 前項の規定により本会議所の役員に就任した者であっても、就任した年の2月末日までに会費を未納の者はその資格を失う。

ただし、当年度理事長から会費納入の延期又は分納を認められた者を除く。

3. 前項の規定は、正会員でない監事には適用しない。

(役員欠員に関する事項)

第10条 任期中の役員に欠員が生じたときは、理事長が新たな役員候補者を選出し、理事会の承認を得た上で、総会において新たな役員を選任する。

2. 理事長、副理事長、専務理事に欠員が生じた場合は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(公益社団法人日本青年会議所役員及び委員の選出に関する事項)

第11条 公益社団法人日本青年会議所の役員及び委員予定者を本会議所より選出する必要があるときは、理事会の承認を受けて総会において選出する。